

特記仕様書

- 1 件名 : 浄化槽等汲み取り清掃役務  
 2 履行場所 : 航空自衛隊松島基地  
 3 概要 : 浄化槽汲み取り清掃 (7箇所)  
 中継槽し尿汲み取り処分及び槽内清掃 (5箇所)

4 一般共通事項

(1) 仕様書

本役務は、本仕様書及び図面に記載してある事項のほか、監督官の指示に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

- (ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。  
 (イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 立入制限

本役務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

エ 写真

- (ア) 役務写真は、履行前、履行中、履行後、目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また、写真撮影は定点、同一方向から撮影するものとする。  
 (イ) 本役務で撮影した写真データは、CD-Rに記録後、事前にウイルススキャンを実施したものを提出するものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

オ 履行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は別に定める様式により監督官に申請するものとする。

カ 設計図書等の管理

- (ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。  
 (イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

キ 基地内における規定事項の遵守

本役務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとする。損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等

に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の責任において補償するものとする。

イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 役務に関する要求事項

(1) 規格及び数量

ア 浄化槽汲み取り清掃 (7箇所)

No.	浄化槽	人数	会社名	型式
No.1	浄化槽	14人槽	西原ネオ	NTM-14型
No.2	浄化槽	5人槽	フジクリーン	CFII-5型
No.3	浄化槽	50人槽	ダイキアクシス	KRN-50型
No.4	浄化槽	5人槽	フジクリーン	CFII-5型
No.5	浄化槽	5人槽	フジクリーン	CFII-5型
No.6	浄化槽	10人槽	ダイキアクシス	MCH-10N型
No.7	浄化槽	10人槽	ダイキアクシス	DCP-10型

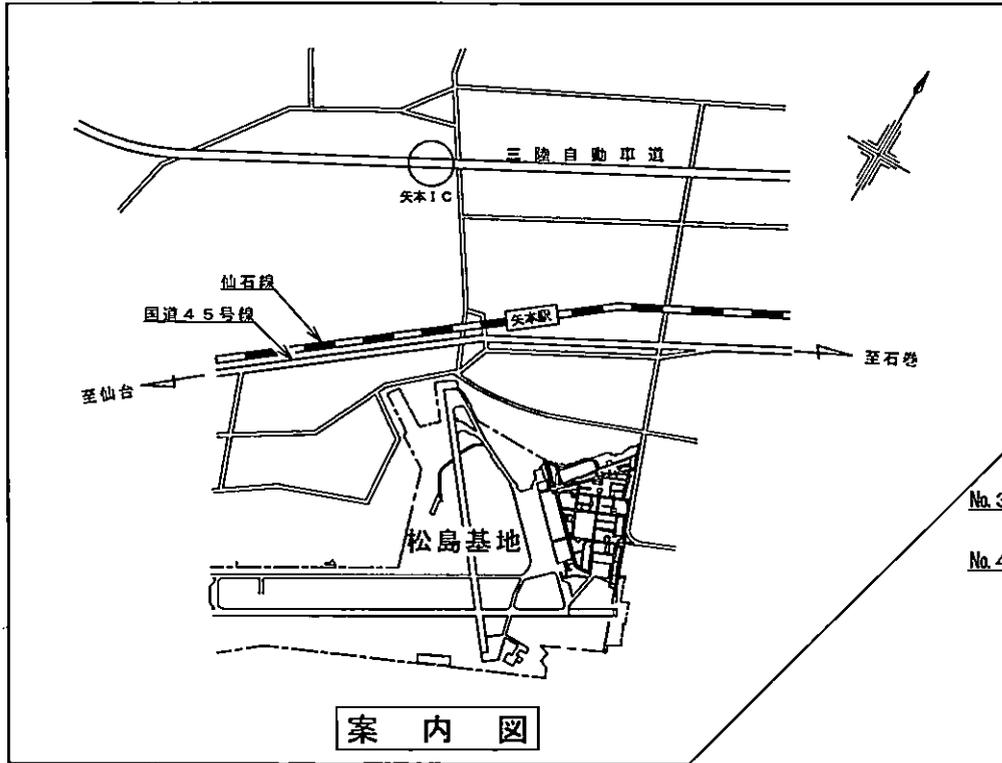
イ 中継槽し尿汲み取り処分及び槽内清掃 (5箇所)

No.	中継槽	汲み取り量	清掃面積
No.1	中継槽	3.93m <sup>3</sup>	49.18m <sup>2</sup>
No.2	中継槽	3.93m <sup>3</sup>	49.18m <sup>2</sup>
No.3	中継槽	0.57m <sup>3</sup>	12.46m <sup>2</sup>
No.4	中継槽	0.68m <sup>3</sup>	12.00m <sup>2</sup>
No.5	中継槽	0.68m <sup>3</sup>	12.00m <sup>2</sup>
合 計		9.79m <sup>3</sup>	134.82m <sup>2</sup>

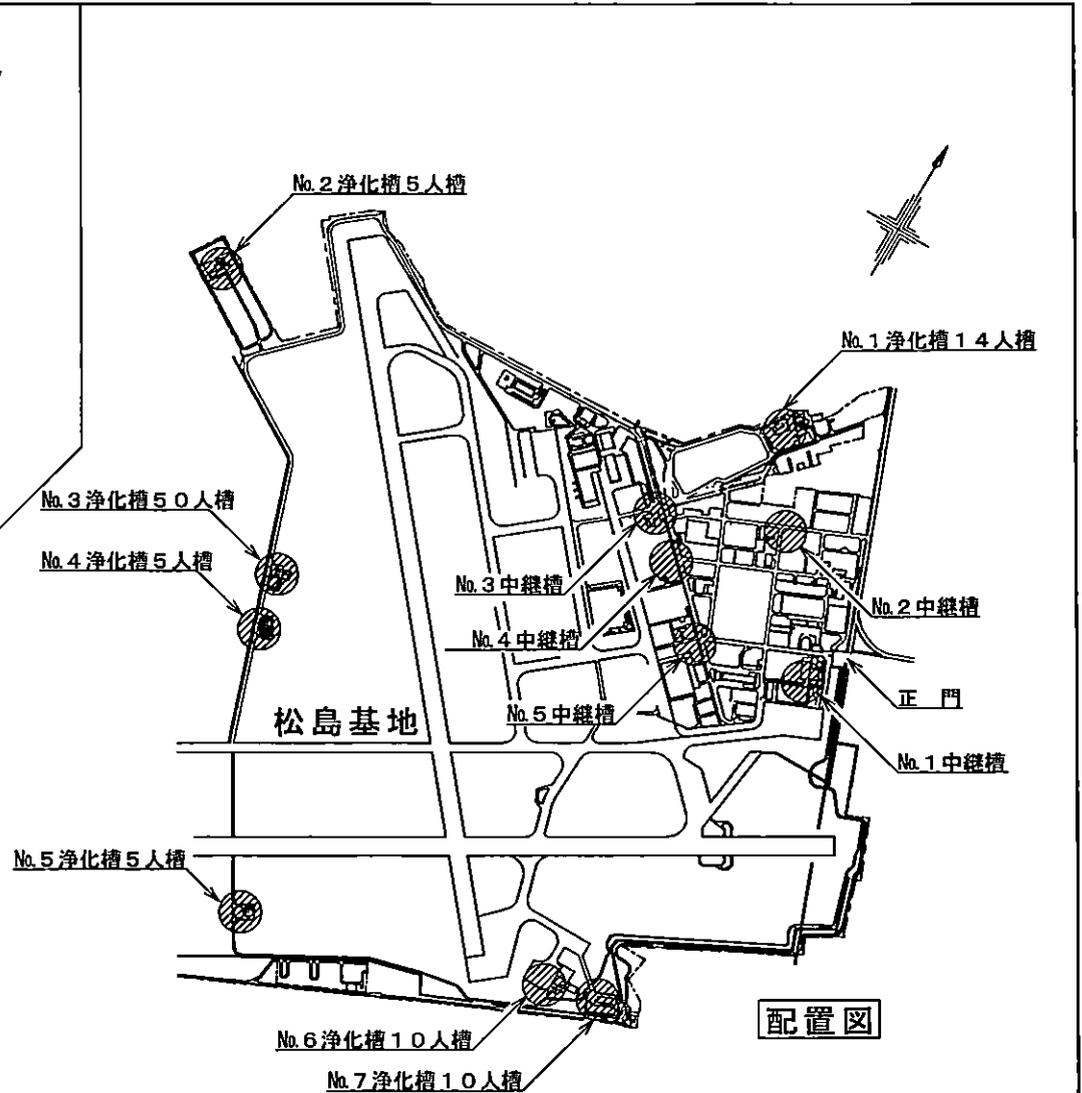
- (2) 浄化槽清掃に際しては、浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第4項、第9条及び本仕様書に準拠し、かつ監督官の指示に従い実施するものとする。  
 (3) 槽内側壁、仕切板、スクリーン、ポンプ及び配管等の清掃は、高圧水による洗浄とし、残水は吸引車等で汲み取るものとする。  
 (4) し尿及び清掃残水は、請負者の責任において、関係法令に基づき一般廃棄物として処理し、処理場が発行する証明書 (衛生センター使用券) 又は、その写しを提出するものとする。  
 (5) 請負者は、浄化槽清掃業許可証及び一般廃棄物収集運搬業許可証の写し、各1部を事前に提出するものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	浄化槽等汲み取り清掃役務	図面番号	全3葉の内1
図面名称	特記仕様書	縮尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	管理小隊長
設備班長	設計		
松島基地施設隊		令和3年 5月20日	



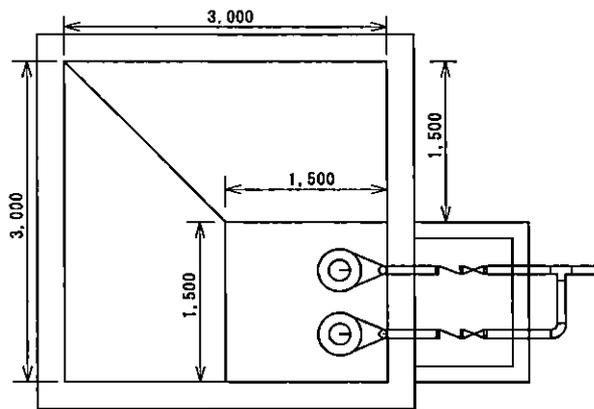
案内図



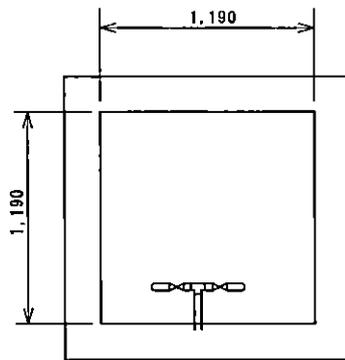
配置図

案内図及び配置図

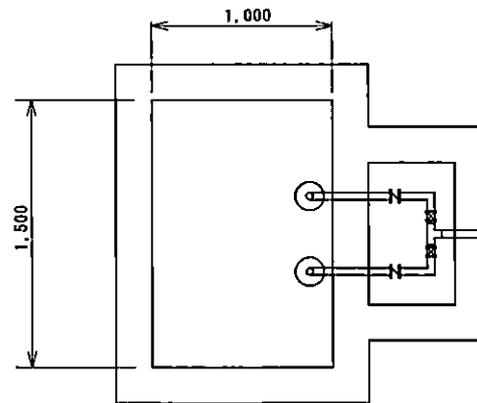
履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製				
役務名称	浄化槽等汲み取り清掃役務	図面番号	全3葉の内2	
図面名称	案内図及び配置図		縮尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	管理小隊長	設備班長
				設計
松島基地施設隊			令和3年 5月20日	



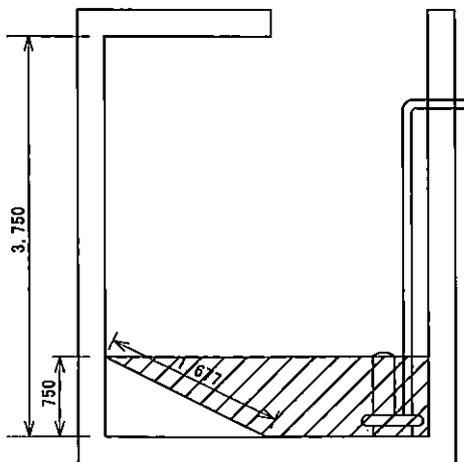
中継槽No. 1、2 平面図



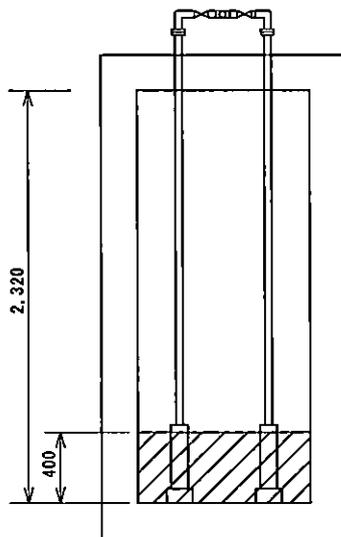
中継槽No. 3 平面図



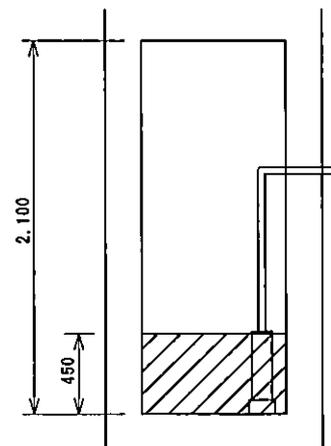
中継槽No. 4、5 平面図



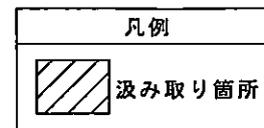
中継槽No. 1、2 断面図



中継槽No. 3 断面図



中継槽No. 4、5 断面図



中継槽平面図、断面図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	浄化槽等汲み取り清掃役務	図面番号	全3葉の内3
図面名称	中継槽平面図、断面図		
施設隊長	総括班長	企画係長	管理小隊長
設備班長	設計		
松島基地施設隊		令和3年 5月20日	